第二条　地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を次のように改正する。

2中「各号」を「号」を削る。

3一中「の筆記試験」を「についての筆記試験」に改め、「読解力」の下に「日本文化等についての」を加え、同項二中「に基づき観光庁長官が同意をした」を「による同意を得た」に、「において定められている」を「に定められた」に改め、同項三中「記述式」の下に「又は多肢選択式」を加え、同項八中「財団法人」を「公益財団法人」に、「英語」を「英語に限る。」に改め、八の次に次の二号を加える。

九　一般財団法人日本中国語検定協会が実施する中国語検定試験の一級に合格した受験者については、外国語筆記試験（中国語に限る。）を免除することができる。

十　特定非営利活動法人ハングル能力検定協会が実施する「ハングル」能力検定試験の一級に合格した受験者については、外国語筆記試験（韓国語に限る。）を免除することができる。

4一中「当該都道府県の区域」を「地理等（当該都道府県の区域」に改め、「文化」の下に「をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）について」を加え、「当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち」を「地理等についての主要な事項（当該都道府県と当該都道府県以外の都道府県又は外国との関わりを含む。）のうち」に改め、同項三、四及び五中「各科目について」を「科目ごとに」に改める。

5一中「並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用した」を「及び地理等に係る正確な知識を活用して行われる、通訳案内の現場で必要とされる」に改め、「のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性」を削り、同項五を次のように改める。

五　合否判定に当たっては、次に掲げるすべての項目について、評価基準を設定するものとする。

(一)　プレゼンテーション

(二)　コミュニケーション（臨機応変な対応力、会話継続への意欲等）

(三)　文法及び語彙

(四)　発音及び発声

5五の次に次の一号を加える。

六　口述試験の合格基準点は、原則として、満点の百分の六十とする。

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○関東地方整備局告示第四百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十五号	東京都大田区南蒲田一丁目一番九八から同区東六郷一丁目二八番七地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路環状第一号線

三　事業施行期間　自平成二十四年十二月七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都千代田区九段南一丁目及び一ツ橋一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・四・十一号保谷東村山線

三　事業施行期間　自平成二十四年十二月七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都東村山市青葉町二丁目及び久米川町一丁目地内

使用の部分　東京都東村山市青葉町二丁目及び久米川町一丁目地内

○中部地方整備局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	岡崎市藤川町字田中一九番から同市藤川町字西沖田九番一まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡崎市藤川町字東沖田六八番から同市藤川町字西沖田九八番まで	前	八〇・九三メートル〜一〇五・八四メートル
	後	七八・九〇メートル〜一〇八・三八メートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月七日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	岡崎市藤川町字東沖田六八番から同市藤川町字西沖田九八番まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月九日